

入札監理小委員会における審議結果報告 「独立行政法人国際協力機構のマネージドプリントサービス（MPS）提供業務」

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

本業務は、（独）国際協力機構（以下、機構という）情報システム部が管理する IT 基盤の内、複合機に関する設計、構築、機器及びサービスの保守サポートを総合的かつ一元的に運用するサービス業務である。

なお、本業務は、「サービス利用環境提供業務」と、システムを円滑に利用していくための「サービス運用管理業務」の二つからなり、主な業務内容は以下のとおり。

①サービス利用環境提供業務

- (ア) 出力機器の提供
- (イ) 認証サービス
- (ウ) どこでもプリント機能の提供
- (エ) 印刷用ドライバ
- (オ) 導入支援業務

②サービス運用管理業務

- (カ) サービス運用監視
- (キ) 印刷利用状況の集計
- (ク) MPS 出力機器の運用保守
- (ケ) 出力機器類の消耗品管理
- (コ) 最適配置の見直し
- (サ) 月次報告の実施

○事業期間（市場化テスト 1 期目）

令和 9 年 1 月上旬～令和 14 年 8 月末までの約 5 年 8 か月間

- ① 導入フェーズ 令和 9 年 1 月上旬～令和 9 年 8 月末までの約 8 か月間
- ② 運用・保守フェーズ 令和 9 年 9 月～令和 14 年 8 月末までの導入フェーズ終了時点から約 5 年間

(2) 選定の経緯

1 者応札が継続しており、競争性に課題が認められることから、公共サービス改革基本方針（令和 7 年 6 月 24 日閣議決定）において選定された。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

- (1) Request For Information (情報提供依頼) (以下、RFIという) の実施
RFIを実施 (R7. 6. 26~7. 31) し、複合機事業を行っていると思定される11者に声を掛け、このうちNDA宣誓 (Non-Disclosure Agreement : 秘密保持契約) をいただいた5者にRFI資料を配布した。うち2者から頂戴した御意見等について、業務仕様書 (案) に適切に反映済み。
(【資料1-2】 12~139 / 196頁)
- (2) 確保されるべき対象業務の質の設定
従前の事業では、達成すべき質の設定がなかったため、客観的な達成すべき質を設定し、本事業のサービスの質の向上を図る。
(【資料1-2】 6 / 196頁)
- (3) 創意工夫の発揮可能性
従前の事業では、民間事業者からの業務の実施全般に対する提案及び事業内容に対する改善提案の設定がなかったため、本事業のサービスの質の向上を図る観点から取り組むべき事項等の提案を求めることとする。
(【資料1-2】 6 / 196頁)
- (4) 業務実施者の実績 / 資格要件に関する事項
昨今のペーパレス化促進により、本件同様の複合機の導入案件が減少していることが推察できるため、業務実施者における「過去3年間のうちに同等規模のプロジェクト経験」については必須要件ではなく、加点要素として評価することにした。
(【資料1-2】 47 / 196頁、157 / 196頁)
- (5) 入札スケジュール及び引継ぎ期間の拡大
入札公告期間は標準的な期間を確保する予定。なお、本業務は、WTO案件であり、入札公告期間は50日間を予定。
また、引継ぎ期間 (契約締結からサービス提供開始まで) は、現在の契約期間に8カ月程度重複する期間を確保し、前回調達時より、さらに4か月程度長い期間 (前回 : 4か月 → 今回 : 8か月) を確保することで新規民間事業者の参入障壁を低減する。
(【資料1-2】 7 / 196頁、24~25 / 196頁)
- (6) 評価基準の見直し
RFIを踏まえ、構成要件及び複合機の機能要件 (スキャナー機能要件、FAX機能要件) の文書の保存要件等について、必須要件ではなく、評価基準の加点要素として評価することにした。
また、上記 (4) のとおり、昨今のペーパレス化促進により、本件同様の複合機の導入案件が減少していることが推察できるため、業務実施者における「過去3年間のうちに同等規模のプロジェクト経験」については必須要件ではなく、加点要素として評価することにした。
(【資料1-2】 31~34 / 196頁、47 / 196頁、157 / 196頁)

(7) 従前の実施状況の開示

従前の事業内容の詳細な情報を開示することにより、業務内容を明確化し、新規民間事業者の参入を促進する。具体的には、現行機器の配置図について、どの複合機及びプリンタがどこに配置されているかを提示する。また、機器毎にカラー、モノクロ毎の実績を複数年度かつ月単位で提示し、従量課金の価格設定の検討を行いやすくする。

(【資料1-2】60~135/196頁、195~196/196頁)

3. 実施要項(案)の審議結果について

【論点1】

「2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」の「(1) エ 受託業務の引継ぎ」について、業務の引継ぎの際の経費負担の考え方が、「(7) 現行受注者又は機構からの引継ぎ」の場合と「(イ) 受託期間満了の際における次回受注者への引継ぎ」の場合とでは、異なるのはどのような理由からか。(イ)の場合においても、(7)と同様に、次回受注者側の経費は、次回受注者の負担とすべきではないか。

【対応1】

経費負担の考え方に現行及び次期において違いはないため、御指摘を踏まえ、(1) エ(イ)についても「なお、その際の事務引継ぎに必要となる次期受注者(又は当機構)側の経費は、次期受注者(又は当機構)の負担となる。」に修正。

(【資料1-2】6/196頁)

【論点2】

「2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」の「(2) 確保されるべき対象業務の質」について、「ア」で「(略)に示す運用業務を適切に実施すること。」とあるが、ここでいう「適切」の判断基準をより明確に、または、具体的に記載すべきではないか。

【対応2】

当該業務を実施又は対応ができたかどうかの確認に留まり、判断基準をより明確に、または、具体的に記載することは困難なため、御指摘を踏まえ、「適切」の記載を削除。(【資料1-2】6/196頁)

【論点3】

「2 本業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項」の「(4) 契約の形態及び支払」について、「イ (略) 適正に実施されていること(略)」とあるが、ここでいう「適正」とは、どのような内容を指しているのか。その内容を明確化できないか。また、「(2) 確保されるべき対象業務の質」の「ア」の「(略) 運用業務を適切に実施すること。」でいう「適切」とは異なる概念か。

【対応3】

当該業務を実施することを求めるに留まり、内容を明確にすることは困難なため、御指摘を踏まえ、「適正」の記載を削除。(【資料1-2】6/196頁)

【論点4】

入札説明書の「7. 競争参加資格、(2) 積極的資格制限、4) 秘密情報の取扱い」において、「(略)、秘密情報保全の適切な体制が構築・保証(略)されている法人であると判断されること(略)」とあるが、どのような体制が構築・保証されればそのように判断されるのかより具体的に記載する必要があるのではないか。

【対応4】

御指摘を踏まえ、「4) 秘密情報の取扱い」の最後に「また、これらについては、8. (2) 提出書類 ⑤秘密情報の取扱いにかかる競争参加者の社内規則、⑥競争参加者に係る親会社・子会社等の資本関係等に係る関係図、⑧競争参加者の取締役(監査等委員を含む。)の略歴により、確認します。」と機構が確認する詳細書類について追記。(【資料1-2】145/196頁)

4. 意見招請(WTO案件)の対応について

独立行政法人国際協力機構(以下、「機構」)において、令和8年3月27日(金)から令和8年4月17日(金)までの22日間、意見募集を実施した結果、83件の意見が寄せられた。

機構においては、提出された意見を踏まえ、社の実績/資格要件の一部を見直すなど実施要項及び業務仕様書の修正等の対応を行った(令和8年4月27日に回答、意見募集開始から32日間)。

— 以上 —